

令和 2 年 9 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 5 8 号

令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 5 9 号

令和 2 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 0 号

令和 2 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 1 号

令和 2 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 2 号

令和 2 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 3 号

令和 2 年度射水市病院事業会計補正予算（第 2 号）

以上 6 議案については、別途説明につき説明省略

議案第 6 4 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 4 0 号)の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 0 ~ 2 歳児(以下「乳幼児」という。)を対象としている家庭的保育事業者等については、家庭的保育事業所等の卒園後の受入先となる保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならないとしているが、市が卒園後に引き続き必要な教育又は保育が提供されるための措置を講じることにより、連携施設を確保することに代えることができることとするもの。
- (2) 保護者の疾病等の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合、居宅訪問型保育の提供を受けることができることを本条例において明確化するもの。
- (3) 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例として、次のとおり規定するもの。

ア 小規模保育事業所 A 型で必要な保育士の配置(以下「必要保育士数」という。)は児童の年齢別の人数に応じて定める必要な保育士の数(以下「配置基準」という。)に 1 を加えた数としているところ、配置基準が 1 の場合、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を配置することで、必要保育士数を 1 人とすることができる。

イ 保育所型事業所内保育事業所の必要保育士数は 2 人を下回ることはできないとしているところ、配置基準が 1 の場合、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を配置することで、必要保育士数を 1 人とすることができる。

ウ 保育士が必要保育士数の 3 分の 2 以上配置されている場合、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。

エ 保育士が必要保育士数の 3 分の 2 以上配置されており、1 日につき 8 時間を超えて開所する場合において、必要保育士数が利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、その超えた数を限度として、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことができる。

- (4) 小規模保育事業(C 型を除く)及び事業者内保育事業において、保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができるとしているところ、新たに准看護師を保育士とみなすことができることとするもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 6 5 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和2年内閣府令第33号)の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

0～2歳児を対象としている特定地域型保育事業者については、特定地域型保育事業所の卒園後の受入先となる保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならないとしているが、市が卒園後に引き続き必要な教育又は保育が提供されるための措置を講じることにより、連携施設を確保することに代えることができることとするもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 66 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(説明)

妊産婦の医療費助成に関する事務を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項の規定により、個人番号(マイナンバー)を利用し、情報連携を行うことができる事務として規定するもの。

1 改正内容

番号法第9条第2項の規定により、個人番号(マイナンバー)を利用し、地方税関係情報及び住民票関係情報の情報連携を行うことができる事務として、射水市妊産婦医療費助成に関する条例(平成17年射水市条例第141号)による妊産婦の医療費助成に関する事務を追加するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 67 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

放課後児童支援員は、都道府県知事又は指定都市の長が行う資格研修を修了した者でなければならないこととしているところ、省令の一部改正により当該研修について、令和2年度から中核市の長も実施できることとなったことから、本条例で定める放課後児童支援員の資格に関する規定についても同様に改正するもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用期日

令和2年4月1日

議案第68号

動産の取得について

(説明)

令和2年8月4日に条件付き一般競争入札に付した射水市立小中学校児童生徒用タブレット端末の購入について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2第2項(別表第4)、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条)。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
射水市立小中学校児童生徒用タブレット端末	5,775台	条件付き一般競争入札による契約	257,276,250円 (うち消費税等 23,388,750円)	富山市東田地方町一丁目1番30号 西日本電信電話株式会社富山支店 支店長 宮崎 俊之	令和2年 10月30日

議案第69号

動産の取得について

(説明)

令和2年7月21日に指名競争入札に付した高規格救急自動車の購入について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2第2項(別表第4)、同法施行令第167条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条)。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
高規格救急自動車	1台	指名競争入札による契約	33,550,000円 (うち消費税等 3,050,000円)	高岡市上四屋4番1号 富山日産自動車株式会社高岡支店 支店長 久保 薫	令和3年 2月26日

議案第70号

令和元年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説明)

当年度純利益	272,077,144円	(A)
前年度繰越利益剰余金	571,242円	(B)
その他未処分利益剰余金変動額	222,000,000円	(C)
当年度未処分利益剰余金	494,648,386円	(D)
((A) + (B) + (C))			

利益剰余金処分額【剰余金処分計算書(案)】

資本金	222,000,000円	
減債積立金	272,000,000円	
計	494,000,000円 (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金 ((D) - (E))

648,386円

(剰余金の処分等 = 地方公営企業法第32条)

議案第71号

令和元年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説明)

当年度純利益	387,520,496円	(A)
前年度繰越利益剰余金	840,488円	(B)
その他未処分利益剰余金変動額	316,000,000円	(C)
当年度未処分利益剰余金	704,360,984円	(D)
((A) + (B) + (C))			

利益剰余金処分額【剰余金処分計算書(案)】

資本金	316,000,000円	
減債積立金	388,000,000円	
計	704,000,000円 (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金 ((D) - (E))

360,984円

(剰余金の処分等 = 地方公営企業法第32条)

報告第11号

令和元年度射水市健全化判断比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく射水市の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(12.08)	(17.08)	9.2 (25.0)	89.7 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第12号

令和元年度射水市資金不足比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく射水市水道事業会計、射水市下水道事業会計及び射水市病院事業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	6.6

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20.0%

報告第13号

令和元年度射水市継続費精算報告について（一般会計）

（説明）

小杉社会福社会館改修・改築事業費（平成30年度から令和元年度までの2か年度）を継続事業として施行してきたが、当該継続年度が終了したので、議会に精算報告するもの（地方自治法施行令第145条第2項）。

小杉社会福社会館改修・改築事業費

事業費	1,169,250,000円
支出済額	1,165,325,690円
不用額	3,924,310円

支出済額の内訳

工事区分	支出済額(円)	契約の相手方
監理業務委託	27,000,000	株式会社福見建築設計事務所 代表取締役 堂田 重明
建築主体工事	817,560,000	牧田組・新高建設射水市 小杉社会福社会館改修・改築（建築主体）工事共同企業体 代表者 牧田 和樹
電気設備工事	127,440,000	開進堂・萬葉電気工事射水市 小杉社会福社会館改修・改築（電気設備）工事共同企業体 代表者 水上 裕
機械設備工事	179,820,000	織田・ぼんどー工業射水市 小杉社会福社会館改修・改築（機械設備）工事共同企業体 代表者 織田 寿一
建築主体付帯工事	1,890,000	株式会社牧田組 代表取締役社長 牧田 和樹
電気設備付帯工事	3,132,000	株式会社開進堂射水営業所 所長 水上 裕
機械設備付帯工事	1,166,400	株式会社織田 代表取締役 織田 寿一

花壇整備工事	2,404,600	有限会社日新道路建設 代表取締役 新道 清志
屋外サイン工事	4,753,316	株式会社北辰工芸社 代表取締役 井澤 知之
電柱移設工事	97,803	西日本電信電話株式会社 富山支店長 花川 靖司
電柱移設工事	61,571	北陸電力株式会社富山送 配電支社配電・サービス 部 部長 手谷 聡
合 計	1,165,325,690	

継続費設定・変更可決の日

継続費設定可決の日 平成30年3月19日

認定第 1 号

令和元年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号

令和元年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号

令和元年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号

令和元年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(以上4件の認定について一括説明)

(決算 = 地方自治法第233条)

(単位：円)

会 計 名	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	収支差引残額	
一 般 会 計	46,452,916,868	42,723,013,748	41,165,481,022	1,557,532,726	
特 別 会 計	国民健康保険事業	8,363,255,000	8,320,224,579	8,297,690,924	22,533,655
	後期高齢者医療事業	2,187,115,000	2,184,871,062	2,182,877,792	1,993,270
	介護保険事業	9,230,538,000	9,200,137,567	9,146,641,099	53,496,468
	小 計	19,780,908,000	19,705,233,208	19,627,209,815	78,023,393
合 計	66,233,824,868	62,428,246,956	60,792,690,837	1,635,556,119	

備考

一般会計の収支差引残額 1,557,532,726 円には、継続費に係る繰越財源 75,595,000 円及び繰越明許費に係る繰越財源 313,835,752 円及び事故繰越しに係る繰越財源 5,000,000 円を含むので、実質収支額は 1,163,101,974 円となる。

介護保険事業特別会計の収支差引残額 53,496,468 円には、繰越明許費に係る繰越財源 2,574,000 円を含むので、実質収支額は 50,922,468 円となる。

認定第 5 号

令和元年度射水市水道事業会計決算認定について

(説明)

当年度水道事業収益 2,036,064,465円 (A)

当年度水道事業費用 1,763,987,321円 (B)

差引当年度純利益 272,077,144円

((A) - (B))

(決算 = 地方公営企業法第30条)

認定第 6 号

令和元年度射水市下水道事業会計決算認定について

(説明)

当年度下水道事業収益 3,961,902,075円 (A)

当年度下水道事業費用 3,574,381,579円 (B)

差引当年度純利益 387,520,496円

((A) - (B))

(決算 = 地方公営企業法第30条)

認定第 7 号

令和元年度射水市病院事業会計決算認定について

(説明)

当年度病院事業収益	3,478,696,648円	
当年度病院事業費用	3,802,996,374円	
差引当年度純損失	324,299,726円	
当年度未処理欠損金	5,037,209,194円 (A)

欠損金処理額【欠損金処理計算書】

0円 (B)

この結果、翌年度へ繰り越す欠損金 ((A) - (B))

5,037,209,194円

(決算 = 地方公営企業法第30条)